

# 宇宙活動法の施行について

平成30年12月1日

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局

# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の概要(通称:宇宙活動法)

## 1. 法律の必要性及び背景

### ○我が国における民間による宇宙活動の進展に伴い、これに対応した**宇宙諸条約の担保法が必要**

(背景)

- ・ 宇宙諸条約に基づけば、自国の非政府団体の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要(宇宙条約第6条)。
- ・ 我が国以外の世界21か国(米仏露中韓等)においては、担保法を制定済み。

### ○我が国の**民間事業を推進するためにも、予見性を高めるため制度インフラとして法整備が必要**

(背景)

- ・ 米国では商業打上げ法により、遵守すべき基準等の明確化、政府の補償制度の導入を行い、事業リスクの低減化を実施。SpaceX社等が商業打上げ市場へ新規参入。



民間発小型衛星  
(日) アクセルスペース社



ファルコン9ロケット  
(米) スペースX社

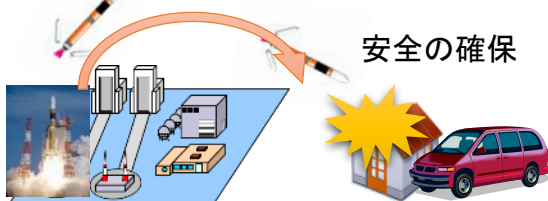


超小型衛星打上げロケット(イメージ)  
(日) インターステラテクノロジズ社

## 2. 法律の概要

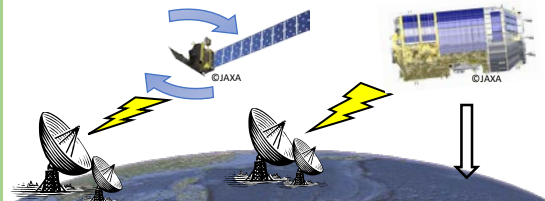
### 人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の**打上げを許可制**とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの**型式設計、打上げ施設の基準への適合性**について事前認定制度を導入。



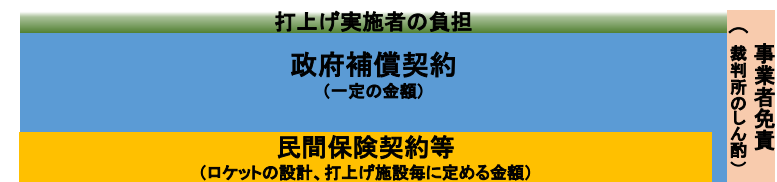
### 人工衛星の管理に係る許可制度

- 人工衛星の**管理を許可制**とし、
- ① 宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施
  - ② 宇宙空間の有害な汚染等の防止
  - ③ 再突入における着地点周辺の安全確保等
- について事前審査。



### 第三者損害賠償制度

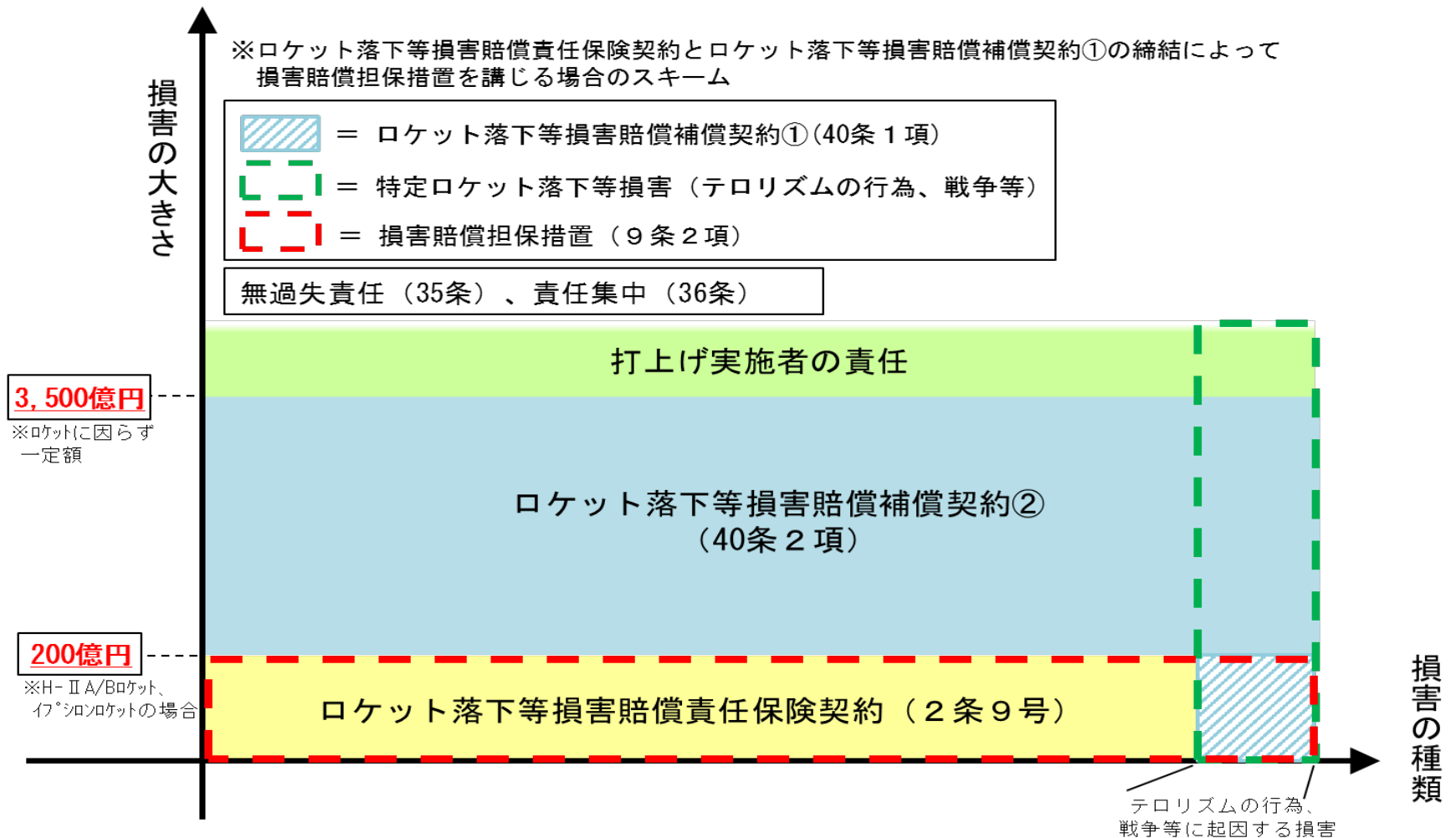
1. 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い**地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。**
2. 打上げ実施者に第三者損害を賠償するための**保険の締結等を義務づけ。**
3. 2の損害賠償担保措置で**カバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。**



# 人工衛星等の打上げにより与えた第三者損害（ロケット落下等損害）の賠償に関する制度

## ・ 第三者損害賠償制度に係る金額について次のとおり規定

- 打上げ時に講じていなければならない損害賠償担保措置の金額を200億円とする。
- ロケット落下等損害賠償補償契約の契約金額の上限を3,500億円とする。



# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令等

## 必要最小限の基準

- ・**宇宙諸条約の実施、公共の安全を確保**するための必要最小限の基準とすること

## 新規技術への対応

- ・新規事業者等による、新たな技術など多様な技術に対応できること

## 国内外の動向

国際標準等(※1)、諸外国の規制の動向(※2)、これまでの国内における基準及び取組(※3)等を踏まえること 等

※1 : COPUOS(国連宇宙空間平和利用委員会) スペースデブリ低減ガイドライン  
ISO24113 スペースデブリ低減要求  
ISO14620 安全要求  
IADC(国際機関間スペースデブリ調整委員会) スペースデブリ低減ガイドライン  
COSPAR(宇宙空間研究委員会) 惑星保護指針 等

※2 : アメリカやフランスのロケット及び人工衛星に関する技術基準 等

※3 : 文部科学省宇宙開発利用部会 ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準  
宇宙航空研究開発機構 JMR-001 システム安全基準  
宇宙航空研究開発機構 JERG-1-007 射場運用安全技術基準  
日本航空宇宙工業会 弾道ロケット打上げ安全実施ガイドライン 等

# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令等

## 法令の体系

法律

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

政令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令

府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく  
審査基準・標準処理期間

### 基準等に関するガイドライン

- 人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン
  - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（ロケット）
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン
- 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン
- 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
  - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星）

### 申請マニュアル

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に関する申請マニュアル
  - 別紙1 ロケット記載例
  - 別紙2 人工衛星記載例

### 宇宙物体登録に係る届出マニュアル

# 申請プロセス (1/2)

## 人工衛星等の打上げに係る許可

以下の各申請に関する申請者は、同じ者でもそれぞれ別の者でも構いません。

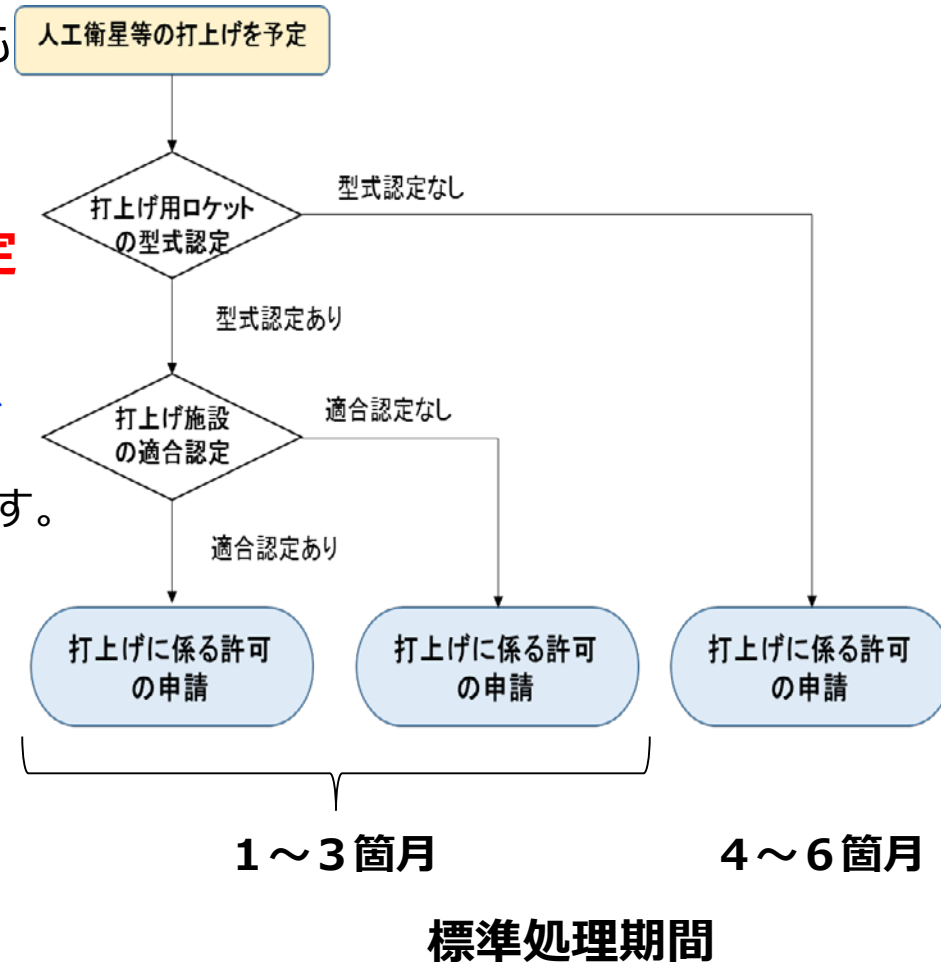
- ◆ 人工衛星等の打上げに係る許可
- ◆ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定
- ◆ 打上げ施設の適合認定

ただし、『打上げ施設の適合認定』を申請する場合、“人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定”を受けたロケットに対応した打上げ施設である必要があります。

### 標準処理期間

| 申請項目       | 標準処理期間                               |
|------------|--------------------------------------|
| ロケットの打上げ許可 | 1～3 箇月（型式認定ありの場合）<br>4～6 箇月（それ以外の場合） |
| ロケットの型式認定  | 4～6 箇月                               |
| 打上げ施設の適合認定 | 1～3 箇月                               |

※事前に型式認定、適合認定を受けていれば、ロケットの打上げ許可申請時は各々の認定番号を記載することで申請手続を簡略可能です。



# 申請プロセス (2/2)

## 人工衛星の管理に係る許可

- ✓ 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合は、**国外で打ち上げられた人工衛星であっても人工衛星の管理の許可を受ける必要があります。**
- ✓ 定常運用に用いる**人工衛星管理設備が海外に所在する場合でも**、初期運用等、一部期間で国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合においては許可を受ける必要があります。
- ✓ なお、法の全面施行の際、**現に行われている人工衛星の管理については本申請の適用対象外となります。**ここで、現に行われている人工衛星の管理とは、一般的には**既に軌道上で人工衛星の管理が開始されていること**（海外に所在する人工衛星管理設備のみを用いてその管理が開始されている場合を含む）をいいます。
- ✓ 本申請は、**人工衛星等の打上げに係る許可の申請とは別に、人工衛星を管理しようとする者が申請**してください。

## 標準処理期間

| 申請項目       | 標準処理期間      |
|------------|-------------|
| 人工衛星の管理の許可 | 1 5 日～ 3 箇月 |

# 許可・認定後の各種申請

許可・認定後の各種申請・届出には、以下のものがあります。

## ロケット

### 人工衛星等の打上げに係る許可関係

- ・許可の変更関係
  - － 変更の許可申請
  - － 変更の届出
- ・承継関係
  - － 譲渡
  - － 合併
  - － 分割
- ・許可の失効の届出

### 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係

- ・認定の変更関係
  - － 変更の認定申請
  - － 変更の届出

### 打上げ施設の適合認定関係

- ・認定の変更関係
  - － 変更の認定申請
  - － 変更の届出

## 人工衛星

### 人工衛星の管理に係る許可関係

- ・許可の変更関係
  - － 変更の許可申請
  - － 変更の届出
- ・事故時の届出
- ・承継関係
  - － 譲渡
  - － 国外への譲渡の届出
  - － 合併
  - － 分割
- ・死亡の届出
- ・終了措置
- ・解散の届出

申請マニュアル2.2項のフローチャートを基に各申請の必要性を識別し、  
申請マニュアル3～6項の該当する項の内容を参考に各種申請書を作成してください。

また、変更の許可等については、各種ガイドラインの7項にも、変更手続きにおいて許可が必要な例と届出に該当する例を提示しているので、ご参照ください。

# 人工衛星等の打上げに係る許可概要 (1/2)

| 項目        | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ロケット打上げ計画 | <p>人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（ロケット打上げ計画）に関する観点です。</p> <p>以下の対策を講じる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保安及びセキュリティ対策、防災計画の策定等</li><li>・ 推進薬等の取扱いに係る安全対策</li><li>・ 落下予想区域等を考慮した<b>飛行経路の設定、適切な落下限界線の設定</b></li><li>・ <b>警戒区域の設定及び第三者の進入防止体制の構築</b></li><li>・ 自然災害等による警報発令時の対策、航空機や船舶等への事前通報</li><li>・ 適切な打上げ日時の設定</li><li>・ 搭載される人工衛星を考慮した飛行能力</li><li>・ 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認</li><li>・ 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止</li><li>・ 飛行安全管理の実施、飛行中断の実施</li><li>・ 海上浮遊物の回収</li><li>・ 軌道上デブリ発生の抑制</li><li>・ ロケット軌道投入段の保護領域からの除去</li><li>・ ロケット打上げ計画を実行する体制の構築</li></ul> |

# 人工衛星等の打上げに係る許可概要 (2/2)

| 項目               | 概要                                                                                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人工衛星の打上げ用ロケットの設計 | 人工衛星の打上げ用 <b>ロケットの設計に関する観点</b> です。<br>(内容は人工衛星の打上げ用ロケットの <b>型式認定と同じ</b> です。)                                      |
| 打上げ施設            | 人工衛星の打上げ用 <b>ロケットに応じた打上げ施設の場所、構造及び設備に関する観点</b> です。<br>(内容は打上げ施設の <b>適合認定と同じ</b> です。)                              |
| 人工衛星の利用の目的及び方法   | 人工衛星の利用の目的及び方法は、基本理念（宇宙基本法第2条から第7条）に則したもの、 <b>宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないもの</b> である必要があります。 |

# 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定概要

| 項目                      | 審査基準概要                                                                                                                                        |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛行能力                    | 打上げを行うことができる飛行能力であること、および、その検証を示す必要があります。                                                                                                     |
| 着火装置等の安全要求              | 着火装置等の安全上重要な装置については、 <b>2つの故障等が発生しても安全を確保できるよう措置が要求</b> されます。そのうち、2つ以上の措置は常に状態をモニタする必要があります。<br>火工品の不慮着火、周囲の電磁波等の影響等に対する対策を講じていることを示す必要があります。 |
| 飛行安全管制のための機能            | 飛行安全管制に必要な、ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有する必要があります。                                                                                             |
| 飛行中断機能                  | ロケットの飛行中断措置に必要な機能を有する必要があります。<br>また、飛行中断処置時のリスクが基準と同等以下であることを示す必要があります。                                                                       |
| 重要なシステム等の信頼性及び冗長性       | 飛行中断機能等の重要なシステムにおいて、95%の信頼水準（相当）で信頼性が0.999以上であることを示す必要があります。<br>また、故障等があっても機能するよう多重化されている必要があります。                                             |
| 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制  | ロケットや人工衛星の分離において、なるべく破片等が飛散しない構造である必要があります。                                                                                                   |
| ロケット軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制 | ロケットの軌道投入段についても、破片等が飛散しないよう、指令破壊用火工品の誤作動防止措置や、残留推進薬、残留ガス等を排出する等の措置を講じる必要があります。                                                                |

# 打上げ施設の適合認定概要

| 項目                        | 審査基準概要                                                                                                                                                   |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒区域の確保 及び<br>第三者の進入防止対策等 | 打上げ作業期間中に適切な警戒区域を確保できる場所である必要があります。<br>保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策を講ずる必要があります。                                                                         |
| 発射装置の設置                   | 打上げ施設に備える発射装置は、ロケットの飛行経路や施設の周辺の安全を確保する適切な発射が行える必要があります。                                                                                                  |
| 着火装置等の安全要求                | 着火装置等の安全上重要な装置については、 <b>2つの故障等が発生しても安全を確保できるよう措置が要求</b> されます。そのうち、2以上の措置は常に状態をモニタできる必要があります。<br>火工品の不慮着火、周囲の電磁波等の影響等に対する対策を講じていることを示す必要があります。            |
| 飛行安全管制のための<br>無線設備        | 飛行安全管制に必要なロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する無線設備を打上げ施設に備える必要があります。<br>ロケットの飛行中断措置の方法が信号を受信することにより行う場合は、 <b>飛行中断措置のための信号をロケットに送信する機能を有する無線設備を打上げ施設に備える必要</b> があります。 |
| 重要なシステム等の<br>信頼性及び冗長性     | 95%の信頼水準（相当）で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されている必要があります。                                                                                             |

# 人工衛星の管理に係る許可概要

| 項目              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人工衛星の利用の目的及び 方法 | 人工衛星の利用の目的及び方法は、基本理念（宇宙基本法第2条から第7条）に則したもの、 <b>宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないもの</b> である必要があります。                                                                                                                                   |
| 人工衛星の構造         | 人工衛星の構造は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>意図しない物体放出防止</b></li><li>・ 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止</li><li>・ <b>異常時の破砕防止</b></li><li>・ <b>再突入時の第三者損害の防止</b></li><li>・ 他の天体由来の物質による地球環境悪化の防止</li><li>・ 他の天体の環境汚染の防止</li></ul> を考慮したものである必要があります。 |
| 管理計画            | 人工衛星の管理計画として、以下を講ずる必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止</li><li>・ 異常時の破砕防止</li><li>・ <b>他の人工衛星等との衝突回避</b></li><li>・ 人工衛星の管理を実行する運用体制の構築</li></ul>                                                               |
| 終了措置            | 終了措置として、以下のいずれかを講ずる必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地球への制御再突入</li><li>・ 静止軌道保護域以遠への排除</li><li>・ 地球以外の天体を回る軌道への投入</li><li>・ その他の終了措置</li></ul>                                                                                       |

## 申請提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階  
内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法担当 宛て

受付時間：月曜日から金曜日 9:30～12:00、13:00～17:00  
(祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日を除く。)

郵送の場合は、中身が分かるように申請内容を封筒に朱書きした上で  
送付してください。

**※ 事前のご相談についても受け付けております。**  
**申請後の手戻りを避けるため、ご利用ください。**

# ホームページ

下記のURLから、申請に関する資料、情報、様式等にアクセスできますので、ご利用ください。

[http://www8.cao.go.jp/space/application/space\\_activity/application.html](http://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html)



内閣府ホーム > 宇宙政策 > 許認可の申請手続 > 宇宙活動法に関する申請受付について

## 宇宙活動法に関する申請受付について

### お知らせ

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成28年法律第76号)の施行期日を平成30年11月15日としました。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成28年法律第76号)に基づき「人工衛星等の打上げに係る許可」、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」、「打上げ施設の適合認定」及び「人工衛星の管理に係る許可」に関する申請受付を、下記の通り行います。  
申請を郵送されている方におかれましては、下記の内容を御確認の上、御対応ください。

### 1. 関連法令、関連文書

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(電子政府の総合窓口 e-Gov)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則(PDF形式:301KB)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間(PDF形式:343KB)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく基準等に関するガイドライン
  - 人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン(PDF形式:360KB)
  - (別紙1)審査手続設計審査方法及び方法(ロケット)(PDF形式:388KB)
  - 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン(PDF形式:454KB)
  - 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン(PDF形式:448KB)
  - 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン(PDF形式:433KB)
  - (別紙1)審査手続設計審査方法及び方法(人工衛星)(PDF形式:361KB)
- 申請マニュアル(PDF形式:303KB)
  - (別紙1)申請書記載例(ロケット)(PDF形式:243KB)
  - (別紙2)申請書記載例(人工衛星)(PDF形式:618KB)
- 申請書に係る各種式付こちら

### 2. 申請について

#### 0) 申請受付

上記の関連法令、関連文書を御確認いただき、内容に合った申請書及び添付書類を提出してください。

#### (3) 標準処理期間

内容により異なります。

詳しくは上に掲載の「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」をご覧ください。

#### (4) 提出先

〒100-0013 東京都千代田区麹町9-7-1 麹町東京ビル14階  
内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法担当 宛て

※受付時間は、月曜日から金曜日9:30～12:00、13:00～17:00

(祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日を除く。)

※郵送の場合は、申身が分かるように申請内容を封筒に朱書きした上で送付してください。

### 3. 本件に関する問い合わせ先

宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法担当  
電話番号: 03-8205-7162

※受付時間は、月曜日から金曜日9:30～12:00、13:00～17:00

(祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日を除く。)

※宇宙活動法専用メールアドレスについては電話にてお問い合わせください。

### 4. 申請等の各種式及び記載例

- 人工衛星等の打上げに係る許可申請書
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定の申請書
- 打上げ施設の適合認定の申請書
- 人工衛星の管理に係る許可申請書
- その他

#### 人工衛星等の打上げに係る許可申請等

- 様式第1 人工衛星等の打上げ許可申請書: PDF形式:111KB Word形式:43KB
  - (別紙1) PDF形式:137KB Word形式:73KB
  - (別紙2) PDF形式:70KB Word形式:42KB
  - (別紙3) PDF形式:33KB Word形式:34KB
- 様式第3 人工衛星等の打上げに係る変更の許可申請書: PDF形式:110KB Word形式:44KB
  - (別紙1) PDF形式:137KB Word形式:73KB
  - (別紙2) PDF形式:70KB Word形式:42KB
  - (別紙3) PDF形式:33KB Word形式:34KB
- 様式第4 人工衛星等の打上げに係る変更届出書: PDF形式:114KB Word形式:46KB
  - (別紙1) PDF形式:137KB Word形式:73KB

**ご静聴ありがとうございました。**